

令和2年7月豪雨災害に対する支援情報②



「広報ひた8月1日号」2～3ページにも支援情報を掲載していますのでご確認ください。

7月27日（月）現在
7月31日（金）発行
日田市災害対策本部

り災証明書の申請手続

問 税務課資産税係 ☎22-8206（市役所1階）

り災証明書は、各種の被災者支援制度の適用を受けるために必要な書類の一つで、家屋の被害程度について証明するものです。申請手続を下記の窓口や電話、郵送等で行っています。

■ 受付時間 平日の午前8時30分～午後5時

■ 受付場所 税務課資産税係、各振興局

■ 必要書類

【窓口受付】申請書、印鑑、被災写真（可能な限り）、本人確認のできるもの（免許証、保険証等）

【郵送受付】申請書、被災写真（可能な限り）、本人確認のできるもののコピー

【電話受付】電話申請時不要。現地立会い時に、【窓口受付】と同内容の確認をします。

※同一世帯でない人による申請や立会いの場合は、委任状が必要です。

※現地確認及び証明書の発行は、後日になります。また、災害に係る証明書は、無料で交付します。

※補修を行う前に被害家屋の写真（浸水の高さ、破損箇所が分かる写真）を撮影しておいてください。



り災証明書（農業用ハウス・畜舎・農業機械等）

問 農業振興課生産・流通推進係 ☎22-8211（市役所3階）

農業関連施設等に被害を受けた人は、農業関連融資・各種補助事業等の申請の際に必要な書類となる「り災証明書」の申請を受け付けています。

■ 受付時間 平日の午前8時30分～午後5時

■ 受付場所 農業振興課、各振興局

■ 必要書類 印鑑、被災状況が確認できる写真、本人確認書類（運転免許証など）

※同一世帯員以外が申請する場合は、委任状が必要です。

■ 対象施設 農業用ハウス、畜舎、農業用倉庫、農業用機械、果樹棚等

■ 受付期限 10月30日（金）

※現地確認が必要な場合、証明書の発行は後日になります。



被災証明書の申請手続

問 市民課窓口サービス係 ☎22-8204（市役所1階）

被災証明書とは、自然災害による被害の事実を証明するものです（被害の程度を証明するものではありません）。証明書の発行は、原則として、被害を受けた事実に対して、立証、確認できるものについてのみです。

※事前に保険会社等へ被災証明書が必要か確認したうえで申請をお願いします。

■ 証明事項 被災の事実

■ 対象 動産（家財、車など）、被害程度の判定を必要としない住家・非住家

■ 受付時間 平日の午前8時30分～午後5時

■ 受付場所 市民課窓口サービス係、各振興局・各振興センター

■ 必要書類 被災証明願、被災状況が確認できる写真、本人確認書類（運転免許証など）

※証明願の確認欄には被災場所の自治会長からの記入と押印が必要です。

※本人又は同一世帯員以外が申請する場合は、委任状が必要です。



生活必需品の支給

問 商工労政課雇用・労働環境係 ☎22-8239（市役所3階）

住家の全壊、流失、大規模半壊によって、日常生活を営むことが困難な人を対象に、生活必需品を支給します。詳細はお問い合わせください。

■ 支給用品

①被服、寝具及び身のまわりの品、②日用品、③炊事用具及び食器、④光熱材料

被災者への支援

問 社会福祉課福祉総務係 ☎22-8203（市役所1階）

■ タオルケット・緊急セット（タオル、軍手、絆創膏、ラジオ等24品目）の配分（日本赤十字関係）

区分	タオルケット	緊急セット
住宅の全壊、流出、半壊等で寝具が使用できない場合	世帯人員枚数	世帯人員4人ごとに1個
半壊、床上浸水		



■ 日田市災害被災者住宅再建支援金

次のような被害に遭われた建物にお住まいの人は、日田市災害被災者住宅再建支援金が受けられます。

【全壊】住宅がその住居のための基本的機能を喪失したもの

【半壊】住宅がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの

【床上浸水】床上浸水及び土砂等の堆積によって、一時的に居住することができないもの

・必要書類 住民票、り災証明書、住宅被災写真（可能な限り）、通帳の写し等

■ 災害援護資金の貸付

住居や家財に損害がある場合は、災害援護資金の貸付を受けることができます。なお、所得の状況によって貸付を受けることができない場合もありますので、詳細はお問い合わせください。

・必要書類

所得証明書（最新年度分）、り災証明書、滞納のない証明書、住民票の謄本及び印鑑証明書

税金や使用料等の減免・猶予制度について

災害等によって生活が著しく困難になった人には、税金等が減免される場合があります。また、税金等を一時に納付できないときには、納付の猶予を受けられる場合があります。※それぞれの支援制度には一定の適用基準が設けられています。詳細は支援制度ごとに記載している問合せ先にご相談ください。

■ 市県民税、国民健康保険税、介護保険料の減免	税務課市民税係	☎22-8396
■ 固定資産税の減免	税務課資産税係	☎22-8206
■ 市税等の納付猶予	税務課納税係	☎22-8205
■ 後期高齢者医療保険料の減免・支払猶予	健康保険課国保・年金係	☎22-8271
■ 国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金の減免・支払猶予	健康保険課国保・年金係	☎22-8271
■ 国民年金保険料の免除	日田年金事務所	☎22-6174
■ 上下水道料金の減免（住宅等の清掃用に使用した場合等）	経営管理課窓口係	☎22-8224
■ 介護サービスの利用料の軽減	長寿福祉課介護保険係	☎22-8264
■ 水郷テレビ使用料の減免	情報統計課水郷テレビ係	☎22-8229

その他の連絡先

■ 生活に関する相談	3日以内窓口（市役所1階）	☎22-8233	天瀬振興局	☎57-3101
			大山振興局	☎52-3101
			中津江振興局	☎54-3111
■ 市道、準用河川、普通河川に関する被害	土木課（市役所5階）	☎22-8216	前津江振興局	☎53-2111
■ 農地・農業施設に関する被害	農業振興課（市役所3階）	☎22-8202	上津江振興局	☎55-2011
■ 山林、林道等に関する被害	林業振興課（市役所3階）	☎22-8362		
■ 水道・下水道に関する被害（料金に関する事）	経営管理課（市役所5階）	☎22-8224		
■ 水道に関する被害（工事に関する事）	施設工務課（市役所5階）	☎22-8237		
■ 下水道に関する被害（工事に関する事）	施設工務課（市役所5階）	☎22-8102		

裏面につづく

令和2年7月豪雨災害に対する支援情報②



「広報ひた8月1日号」2～3ページにも支援情報を掲載していますのでご確認ください。

7月27日（月）現在
7月31日（金）発行
日田市災害対策本部

使用済みの土のうについて

問 防災・危機管理課 ☎22-8363（市役所4階）

中城土のう置き場から持ち出し、災害時に使用した土のうについては、各自で以下の対応をお願いします。

- ・地域で再利用のために保管
- ・袋から土を取り出し、地域等の敷地内で処分（袋については燃えるごみで処分）
- ・未使用のものは、中城土のう置き場へ返却

※土が入ったままの状態でごみとして出されても、回収は行いません。



住居に流入した障害物（土砂等）の撤去

問 防災・危機管理課 ☎22-8363（市役所4階）

災害によって、家屋などに入り込んだ土砂や倒木の撤去を行います。対象となる施設は住居、公民館、集会所、里道、水路などです。

※住居内への流入に限らず、生活の支障となる場合は撤去対象になりますが、実施範囲は土砂撤去のみです。詳細はお問い合わせください。

被災住宅の応急修理について

問 建築住宅課公共施設整備係 ☎22-8312（市役所5階）

大雨による災害のため住宅が半壊、準半壊の被害を受け、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する必要がある人はご相談ください。



農地・林地及び関連施設の災害復旧助成事業

令和2年7月の豪雨によって被災した箇所について、国の復旧対象とならない小規模な災害復旧に対し助成を行っています。復旧に対する助成を希望する人は、事前にお問い合わせください。

【農地及び農業用施設市単小災害復旧事業】

■補助率

- ・農地(田・畑)70%(通常50%)
- ・施設(水路・農道等)85%(通常65%)

■対象事業費 10万円以上200万円未満

※業者等に依頼し施工する工事に対し補助金を交付するもの。

問 農業振興課基盤整備係 ☎22-8202（市役所3階）

【林地及び林業用施設市単小災害復旧事業】

■補助率

- ・林地(人家裏災害)70%(通常50%)
- ・施設(林業作業道等)85%(通常65%)

■対象事業費 10万円以上200万円以下

※業者等に依頼し施工する工事に対し補助金を交付するもの。

問 林業振興課林業振興係 ☎22-8362（市役所3階）

無料法律相談について

問 総務課行政係（三日以内窓口） ☎22-8233（市役所1階）

大分県弁護士会による災害に関する無料相談を下記の日程で受け付けます。

【天瀬会場】

■とき 8月11日（火）午前10時～午後3時 ■ところ 天瀬振興局2階 天瀬公民館中会議室

【光岡会場】

■とき 8月20日（木）午前10時～午後3時 ■ところ 光岡公民館1階 集会所

【中津江会場】

■とき 8月24日（月）午前10時～午後3時 ■ところ 中津江振興局2階 会議室2

※電話での無料相談も随時受け付けています。

☎097-536-1458（平日：午前9時～午後5時）

業者による消毒について

問 健康保険課保健医療係 ☎24-3000（ウェルピア内）

浸水家屋の消毒作業を個人で行うことができない人を対象に、市が委託した業者による消毒を行っています。また、個人で消毒を行う際の消毒液と消石灰の配布も行っています。詳細はお問い合わせください。

■消毒対象 併用住宅を含む住宅 ※事業所や倉庫など非居住空間は原則対象外

■消毒範囲 ・床上浸水の場合 1階の各部屋及び床下 ・床下浸水の場合 床下

■委託期間 8月31日（月）まで



賃貸型応急住宅・市営住宅等の提供

問 建築住宅課住宅係 ☎22-8218（市役所5階）

住宅が全壊、半壊もしくは床上浸水などで住まいにお困りの人を対象に、賃貸型応急住宅・市営住宅等を提供します（被害状況によって期間は変わります）。



住宅等の建替え・修繕に

問 林業振興課林業振興係 ☎22-8362（市役所3階）

住宅等の建替え・修繕に「日田材」又は「家具ポイント」を支給します。

■支給対象・条件

- ・7月の大雨によって被災された住宅の建替え・修繕又は店舗等の修繕
- ・建替えについては年度内に着工、修繕については年度内に工事が完了すること
- ・市内の業者が施工すること
- ・り災証明書を提出すること ※その他、条件があります。

■支給内容 建替え：日田材又は家具ポイントを最大45万円分

修繕：日田材又は家具ポイントを最大20万円分

■申込先・問合せ先 〒877-1371 日田市大字東有田字新山2776-6

顔の見える日田材の家づくり等推進協議会（日田木材協同組合内） ☎24-2167



中小企業者への支援

問 商工労政課地域産業支援係 ☎22-8239（市役所3階）

被災された中小企業者・小規模事業者への災害復旧融資等の特別相談を行っています。

■特別相談窓口

・日田市ビジネスサポートセンター ☎28-5520（午前9時～午後5時）

※月・日曜日、祝日を除く。事前のご予約をお願いします。

・日田商工会議所 ☎22-3184（午前9時～午後5時）

※土・日曜日、祝日を除く。

・日田地区商工会 ☎57-2976（午前9時～午後5時）

※土・日曜日、祝日を除く。

【日本政策金融公庫による被災された中小企業者・小規模事業者対策の金融相談会】

■とき 8月6日（木）午前10時～午後3時 ■ところ 日田商工会館別館

■申込先 日田地区商工会 ☎57-2976 ※個別相談形式のため事前に連絡が必要です。



— 気象情報や災害情報などの情報収集 —



日田市防災情報



市ホームページ・市公式SNS

